

泉南市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(平成28年4月1日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、泉南市合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、実施要綱第3条第3項に定める各号の条件を満たすものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、実施要綱第3条第2項に定める地域内で、合併処理浄化槽を設置しようとする者（実施要綱第3条第4項に規定する各号の条件を満たす者に限る。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置しようとする者。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受け、合併処理浄化槽を設置しようとする者。
- (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾を得ずに、合併処理浄化槽を設置しようとする者。
- (4) 住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1に満たない店舗等併用住宅に、合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (5) 賃貸住宅の場合

(補助金額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表1の入槽区分欄に掲げる区分につき、それぞれ限度額欄に定める額を限度とする。

(申請前検査依頼)

第5条 補助金交付申請書を提出するものは、申請前検査依頼書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請前検査依頼書の提出があった場合は、現場において現状（工事施工前であることを）を確認しなければならない。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 工事請負契約書の写し（請負者の瑕疵担保について明記であること。）
- (4) 住宅等を借りているものは、賃貸人の承諾書（様式第7号）
- (5) 設置者と設置する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意書（様式第8号）
- (6) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会登録証の写し
登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 工事代金見積書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が補助金申請内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その日より1週間以内にその理由等その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（工事完了の確認）

第9条 市長は、竣工検査依頼書（様式第10号）の提出があったときは、現場において確認しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1箇月以内（第 8 条第 1 項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受理した日から 1箇月以内）又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 5 号）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行なう場合にあっては、自ら行なうことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽設置工事の写真
- (4) 浄化槽工事が完了した旨を証する書類（様式第 10 号）
- (5) 工事費の請求書又は領収書の写し
- (6) 浄化槽を設置した住宅に居住していることを示す住民票記載事項証明書（世帯全員分）
又はこれに類する書類
- (7) 市税納税証明書（納付期限到来分の完納証明）
但し、生活保護世帯及び非課税世帯は除く
- (8) 保証登録証（市町村用）
- (9) 浄化槽開始届
- (10) 浄化槽施工状況報告書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定及び請求)

第 11 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定（様式第 11 号）し、補助金交付請求書（様式第 6 号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取り消し)

第 12 条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるものほか、この補助金の交付に必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

人槽区分	限 度 額
5 人槽	332, 000 円
6~7 人槽	414, 000 円
8~10 人槽	548, 000 円